

令和7年から農地中間管理事業のご利用には 『手数料』のご負担をお願いします

1、経緯

農地中間管理事業の運営に係る経費が年々増加しており、将来に向けて持続的・安定的に事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。

2、手数料徴収となる契約

三川町では、令和6年4月以降に中間管理事業の利用申出（新規契約、契約期間満了後の再契約など）があったものが徴収対象となります。

なお、令和6年3月以前に契約や利用申出をしたものは、令和7年以降もその契約期間が満了するまでの間は、徴収の対象となりません。

3、手数料徴収の開始時期

令和7年11月より毎年（令和6年は徴収を行いません）

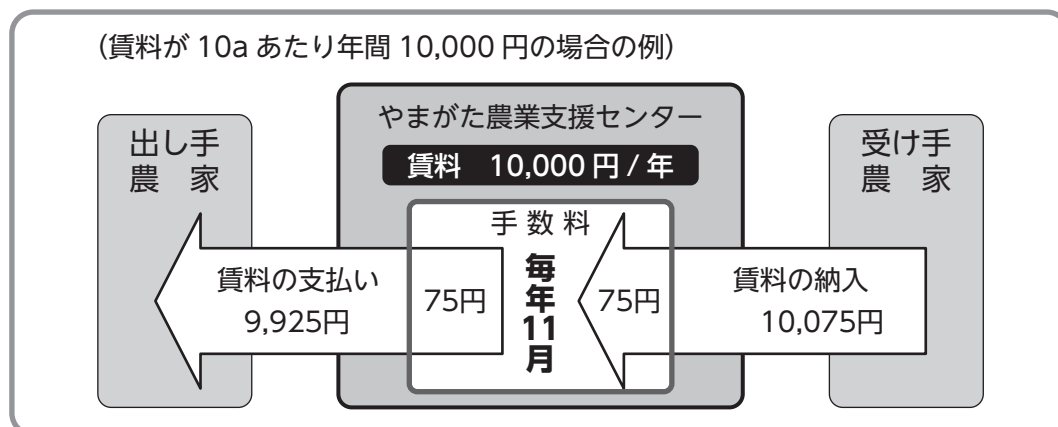
4、手数料額

賃貸借料 × 0.75%

5、手数料の徴収方法

農地の所有者 毎年11月の賃料受取りの際、手数料を差し引いて口座振込します。

農地の耕作者 毎年11月の賃料支払いの際、手数料を上乗せして口座引落します。



なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、やまがた農業支援センター
(023-631-0697)、又はセンターのホームページをご覧ください。

センターホームページ
二次元コード

